

2020年9月11日

資源エネルギー庁  
経済産業大臣 梶山 弘志様

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

代表 佐藤 典子

札幌市中央区大通東2丁目15-1 サラサビル4F  
TEL011-219-0112 (市民ネットワーク北海道内)

### 緊急質問書

共同通信は9月10日核のごみの問題に関し次の報道を配信しました。

「北海道寿都町が高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定で第1段階となる文献調査に応募を検討していることを巡り、道は10日、資源エネルギー庁が『知事が（次の段階の）概要調査地区の選定に反対であれば、処分地選定プロセスから外れる』と道の問い合わせに回答したことを明らかにした」というものです。

そこで、以下2点について、至急、文書にてご回答ください。

#### 質問1

貴庁が「知事が（次の段階の）概要調査地区の選定に反対であれば、処分地選定プロセスから外れる」と道の問い合わせに回答したことは事実か、お答えください。

#### 質問2

質問1について事実であるとすれば、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第6条の、機構は、「文献調査の対象となった地区（『文献調査対象地区』）の中から概要調査地区を選定しなければならない」という義務規定に明らかに反することになると思われませんが、かかる回答をした法的根拠を明らかにされたい。

なお、ご回答は、すでに検討して北海道に回答したものであり、お手を要するものではないと思いますので、本書到達後3日以内に返信願います。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

<構成団体>生活クラブ生活協同組合・北海道、

NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、

市民ネットワーク北海道、

環境市民連絡会・札幌、

子どもの未来を守る市民の会、

原子力公害に取り組む札幌市民の会